

防災行政無線放送の運用にご協力を

町では、各家庭に戸別受信機を無償で設置し、行政や営農のほか生活に必要なさまざまな情報を住民のみなさんに提供しています。特に、災害が発生したときや発生するおそれがあるときは、災害に関する情報や避難場所などを迅速に伝達する手段として、重要な役割を果たします。

◆戸別受信機

戸別受信機は、町が家庭に1台ずつ貸与しています。通常は各家庭用電源で動作していますが、停電になると内蔵されている乾電池に自動的に切り替わります。乾電池のランプ（赤色）が点滅したら乾電池を交換してください。なお、乾電池は単3形2本で、費用は使用者の負担です。

◆こんなときは連絡を

▼受信機が設置されていない（住居に二世帯が同居されていて1台としています）。
▼放送が入らない、または放送が途中で途切れる。

◆引越しをするときは

▼町内での引越し
受信機をそのまま使用してください。

※行政区（町内会）が変わつ

た場合は、地区別放送の設定を変更しますので、ご連絡ください。

▼町外へ転出するとき

受信機を返却ください。※ご自分で取り外しができない場合は、ご連絡ください。

◆定時放送

昼は午後0時15分、夜は午後7時30分に行います。※土・日曜日、祝日などには定時放送は行いません。

◆臨時放送

行事の中止やお悔やみ放送など緊急でやむを得ない場合に行います。

◆放送の申し込み

放送予定日前日の午後3時までにお申し込みください。

◆放送の回数

放送回数の目安は次のとおりです。

- 【1回】イベントの中止放送など
- 【2回以内】対象者が会員などの一部の町民のもの（例会など）
- 【3回以内】対象者が会員などの一部の町民のほか、一般町民も参加できるようなものなど
- 【4回以内】お悔やみ放送や全町的なイベントなど、行政上、特に必要な事項

◆連絡・申込先

役場総務企画課まちづくり推進室広報係
☎85-4802



火災が発生したら…!

先月号では災害などに備えた非常持出品や備蓄品について学んだね？まだ用意していない人は、先月号を見ながら準備して欲しい。さて、今月号では火災について話そうと思う。これからの季節は全国的に空気が乾燥する上に、寒くなって暖房器具を本格的に使い始めることから火災が増える傾向にあるんだ。みんなも普段から気をつけていると思うけど、改めて大切なことを確認しておこう！

火元	消火する時の注意点
油なべ	直接水をかけて消火するのは絶対ダメ。大きなふたや濡らした毛布をかけ、その上から一気に水をかける。
石油ストーブ	濡らした毛布などをかけ、その上から一気に水をかける。
電気製品	感電の恐れがあるので、コンセントを抜いてから水をかける。
カーテン ふすま	天井に火が回る前にカーテンを引きずり下ろし、ふすまは蹴り倒して消火する。

火災発生時の三原則!

1. 早く知らせる

すばやく周りの人たちに火事を知らせ、あわてずに119番通報。

3. 早く逃げる

天井に火が燃え移ったら手に負えません。すぐに避難しましょう。逃げるときにはできるだけ燃えているところの窓やドアを閉めましょう。

2. 早く消す

天井に火が移る前に消火すること（初期消火）が大事。出火から3分以内が勝負。消火器は下から、水バケツは上から消火しましょう。



一番大切なことは、火災を起こさないようにすること。でも、火災が起きてしまったときには、被害を最小限にする努力をしなければならない。火事の発生をできるだけ早く知らせると同時に、可能な限り初期消火をしよう。被害拡大を防ぐ上で、初期消火はすごく大切だといわれているんだ！だけど、初期消火ができるのは2、3分が限度で、天井まで届くような出火の場合もう消火は不可能だ。すぐに逃げよう。命を守ることが最優先だ！



大切なのは初期消火！火が天井に燃え移った時は、すぐに逃げよう。

消火器を使う練習をするリアル防災レッド

■問い合わせ
役場総務企画課生活安全係
☎85-4801

子どもの広場 10月の行事予定

子どもの広場

■開催日■

月・水・金曜日：午前9時～正午・午後1時～3時

火・木曜日：午前9時～正午

■内容■ 入園前の親子を対象に、遊びや育児に関する情報提供や保護者同士の交流の場として開催しています。

子育て相談

■開催日■ 子どもの広場開催中（随時）

■内容■ 保育士による子育て相談を行います。必要に応じて、保健師や栄養士も対応します。事前に予約が必要です。

※町民カレンダーに掲載しています。

今月の行事

■ハロウィンパーティー

10月26日（木）午前11時～正午

■すくすく子育て講座「男の子と女の子の脳のちがいを」

10月27日（金）午前10時～正午

■問い合わせ■ 保健センター ☎85-2555

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4 0歳児教室	5	6 秋のおさんぽ	7
8	9 体育の日	10	11 1歳児教室	12 お休み	13	14
15	16	17 お休み	18 お休み	19 改善センターで遊ぼう	20 改善センターで遊ぼう	21
22	23 お休み	24	25 2歳児教室	26 ハロウィンパーティー	27 すくすく子育て講座	28
29	30	31				

きたよん通信

障害者虐待防止法について②

虐待防止の対応のポイントとして、早期発見や早期対応、障がい者の自己決定の支援と擁護者の支援、関係機関の連携・協力が大切です。

虐待が発生している場合、虐待を受けた人（被虐待者）、虐待を行っている人（虐待者）に自覚があるとは限りません。虐待者が、自分のやっていることが虐待にあたること気づいていない場合や、「指導・しつけ・療育」の名の下に不適切な行為を続けていることがあります。また、被虐待者が、自身の障がい特性から、自分のされていることが虐待だと認識していなかったり、長期間にわたって虐待を受けた場合では、無力感から諦めてしまっていることもあります。

在宅の虐待事案では、虐待している養護者を加害者としてのみ捉えがちですが、養護者自身が何らかの支援を必要としている場合もあります。

虐待の発生には、家庭内での人間関係や介護疲れ、障がいへの理解不足、経済的問題など様々な要因が影響している場合も多く、支援にあたっては各種制度の活用が必要となることから、複数の関係機関が連携して対応することが必要です。

障がい者虐待を防止するためには、周りの方の「気づき」が大切です。みなさんの通報・相談が、早期発見と対応に繋がります。障がい者虐待は、特定の人や家庭・施設などで起こるものではなく、どこでも起こりうる身近な問題です。障がい者虐待を発見した方には通報義務があり、通報を受けた職員は、だれが連絡・通報したか特定させる情報を漏らしてはならないと義務づけられています。

もしがして…
虐待かも…
と感じたら、虐待防止センターに相談・通報してください。